

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 ( 26206 )
地域名 (地域内農業集落名)	蔦田野町 (下佐伯、太田、鹿谷、奥条、柿花、天川、上佐伯)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、亀岡市の中部に位置する田園地帯である。

佐伯地区では、生産性の向上と耕作放棄地の発生防止による優良農地の確保を目的に、国営緊急農地再編整備事業「亀岡中部地区」佐伯工区の工事が完了し、「株式会社京都佐伯の里」を中心に営農を行っている。また、令和5年6月に農産物直売所「京都佐伯の里」をオープンし、集落を超えた繋がりと地域の活性化を図っている。

その他の地区でも、過去に基盤整備事業が実施済であるが、完成から20年以上が経過した地区もあり、施設の経年劣化が進んでおり、維持管理が課題となっている。

また、近年は、鳥獣被害も深刻化しており、営農意欲の低下とその対応策が大きな課題ともなっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲を主要作物として、農地の集積・集約を進めるとともに、基盤整備事業を実施している地区では生産性及び収益性の向上を進め、可能な限り営農を継続する。
- ・集落営農組織や認定農業者等の担い手への集積・集約が進んでおり、今後も、地域全体で農地を維持・管理する取組を行う。
- ・地域全体で、農地の有する多面的機能の維持できる農地管理を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	177.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・拡大意向のある認定農業者・集落営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・当地区内は、過去に基盤整備事業を実施済だが、今後、経年劣化等による修繕や改修が見込まれることから、国・京都府の施策において合致するものがあれば取組たいと考えるため、関係機関と情報を共有する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・目標地図に位置付けられている担い手の他、今後も多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害対策については、地域内で被害状況の詳細把握、侵入防止柵の設置・強化等、各種支援施策も活用しながら効果的・効率的な取組を進める。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。